

働く

■シルバー人材センター入会案内説明会
10月13日(水)午前10時から 生活・保健センター 事業紹介など
60歳以上の方 シルバー人材センター(☎581・8171)

■ナイスワーク高幡で仕事探し
ナイスワーク高幡は、市とハローワークが共同運営する職業相談室で、ハローワークと同じ求人情報がパソコンで検索出来ます。是非ご利用ください。
利用時間：午前9時～午後5時 土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く 福祉支援センター2階 ナイスワーク高幡(☎593・5991)

■勤労・青年会館は月曜日も開館(ぜひご利用を)
勤労・青年会館は毎月第2・第4月曜日を臨時開館しています。夜間は午後10時まで利用が可能です。お仕事帰りのサークル活動にぜひご利用ください。施設には、和室(15畳)、会議室(15畳)などがあります。

告知板

■施設職員のためのメンタルヘルス講座(リラクスマネジメント)研修
10月14日(木)午後6時30分～8時30分 中央福祉センター 八尾稔啓氏(健康心理士・産業カウンセラー) 市内在住・在勤で障害福祉関係の施設に勤めている方 30人 100円 電話で(☎599・7299) 障害福祉課

■教育委員会平成22年度第6回定例会
9月24日(金)午後2時から 傍聴希望の方は開催時刻20分前までに教育部庶務課へ 申込多数の場合は抽選 教育部庶務課
■新選組のふるさと歴史館閉館時間変更
10月1日(金)は特別展準備のため午後4時に閉館します。なお、入館は午後3時30分までです。同館(☎583・5100)

消費生活相談室から

■未公開株や怪しい社債などの利殖話に気をつけて！
業者から電話があり、「将来有望な会社です。上場する」となると言われ、未公開株の購入を勧められた。信用出来るのでしょうか。

■未公開株は実際に上場されなければ換金することが極めて困難な金融商品です。業者の言

■東京府が飲用井戸設置状況等調査を実施
東京都は土壌汚染対策に活用するため、飲用井戸の設置状況などを把握する調査を行います。調査対象世帯に、調査員が訪問または電話による聞き取りを行います。ご協力をお願いします。東京都環境局化学物質対策課(☎03・5388・3473)

■日野市情報公開・個人情報保護運営審議会(公開)
9月17日(金)午前10時から 市役所4階庁議室 中止の場合、総務課

■豊田駅南口から徒歩2分！豊田駅南第4駐輪場のご利用を
自転車専用の月極駐輪場です。ぜひ、ご利用ください。月3千円 長期利用割引あり

■耐震改修住宅に対する家屋の固定資産税減額措置
申告により一定期間(改修工事完了時期)によって減額期間が

■住宅のバリアフリー改修に伴う家屋の固定資産税減額措置
高齢者・障害のある方などが居住する既存住宅で、平成19年

■未公開株や「怪しい社債」のトラブルが高齢者を中心に増加しています。一般的に幅広い投資家に「未公開株」や「私債」の取引の勧誘が行われることは考えられません。不審に感じた場合はひとりで判断せず、周囲の信頼出来る人に相談しましょう。契約を結ばなかった場合は消費生活相談室のご利用を。日野市消費生活相談室(☎581・3556)

■未公開株や「怪しい社債」のトラブルが高齢者を中心に増加しています。一般的に幅広い投資家に「未公開株」や「私債」の取引の勧誘が行われることは考えられません。不審に感じた場合はひとりで判断せず、周囲の信頼出来る人に相談しましょう。契約を結ばなかった場合は消費生活相談室のご利用を。日野市消費生活相談室(☎581・3556)

長期利用割引	料金
契約月数	
3カ月	8,550円
4カ月	11,400円
5カ月	14,250円
6カ月	16,200円

■豊田駅南第4駐輪場(☎582・3455)月曜～土曜日午前7時～11時、(株)日野市企業公社(☎587・6321)

住宅

■耐震改修住宅に対する家屋の固定資産税減額措置
申告により一定期間(改修工事完了時期)によって減額期間が

■未公開株や「怪しい社債」のトラブルが高齢者を中心に増加しています。一般的に幅広い投資家に「未公開株」や「私債」の取引の勧誘が行われることは考えられません。不審に感じた場合はひとりで判断せず、周囲の信頼出来る人に相談しましょう。契約を結ばなかった場合は消費生活相談室のご利用を。日野市消費生活相談室(☎581・3556)

■未公開株や「怪しい社債」のトラブルが高齢者を中心に増加しています。一般的に幅広い投資家に「未公開株」や「私債」の取引の勧誘が行われることは考えられません。不審に感じた場合はひとりで判断せず、周囲の信頼出来る人に相談しましょう。契約を結ばなかった場合は消費生活相談室のご利用を。日野市消費生活相談室(☎581・3556)

知っていますか!? 日野市のものづくり⑥

日野市のものづくりの歴史～中期

前回に引き続き、日野市の工業の歴史についてご紹介します。今回は大企業の誘致をした後、「工業のまち日野」としてどのように発展していったのかを中心にご紹介します。

昭和10年ごろの大工場の立地により、多くの労働者が日野に転入するとともに、町の財政も好転し、昭和15年には納税優遇市町村として表彰されました。

その後、国策により軍需製品の増産を行っていた市内の各工場は、終戦とともに新たな方針を打ち出し、おのの日本を代表する企業へと成長を遂げていきます。そしてこの時期、日野市は新たな局面を迎えることとなります。

戦前より大工場を誘致していたこともあり、昭和33年には「衛星都市」(工業用地と住宅地の開発を行い職住接近の都市として発展させる地域)に指定されました。これにより、日本住宅公団(現：独立行政法人都市再生機構)の多摩平団地建設による住民の増加や平山台地域(旭が丘)の工業化整備による工場・研究所の進出が見られるようになりました。

出典：「大工場がやってきた～産業で振り返る日野の昭和・平成～」



組み立てラインに並んだトレーラートラック(昭和27年頃)(日野自動車 株 所蔵)



昭和30年代の多摩平商店街

問合せ先 産業振興課

変わります)、家屋の固定資産税が減額されます。減額される期間と税額：改修完了時期が平成22～24年：減額期間2年度分 平成25～27年：減額期間1年度分、税額の2分の1(1戸あたり120平方メートル相当分を上限) 次の全てに該当すること 昭和57年1月1日以前の住宅で、平成18年1月1日～平成27年12月31日の間に、現在の耐震基準に適合する耐震改修を行った 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり30万円以上 工事完了後3カ月以内に検査機関等が発行する現行の耐震基準に適合した工事であることを証する証明書(市役所1階資産課にあり)と工事費用が分かる書類を申告書に添付し資産税課へ

■住宅のバリアフリー改修に伴う家屋の固定資産税減額措置
高齢者・障害のある方などが居住する既存住宅で、平成19年4月1日～平成25年3月31日の間に、一定のバリアフリー改修工事を行った住宅は、申告により固定資産税が減額されます。工事が完了した年の翌年度分の1(100平方メートル相当分を上限)を減額(省エネ改修軽減と同時の適用可) 居住者の要件：65歳以上の方 要介護認定または要支援認定を受けている方 障害のある方、家屋の要件：平成19年1月1日に存在する住宅であること、改修工事の要件：次の工事で補助金を除く自己負担金が30万円以上のもの 廊下の拡幅 階段の勾配の緩和 浴室の改良 トイレの改良 手すりの取り付け 床の段差解消 引き戸への取り換え 床表面の滑り止め化工事完了後3カ月以内に申告書(市役所1階資産税課にあり)と添付書類(お問い合わせください)を資産税課へ

■熱損失防止(省エネ)改修に対する家屋の固定資産税減額措置
平成20年4月～平成25年3月31日の間に、一定の熱損失防止(省エネ)改修工事を行った住宅は、申告により固定資産税が減額されます。工事が完了した年の翌年度分に限り、改修工事を行った家屋の固定資産税額の3分の1(120平方メートル相当分を上限)を減額(省エネ改修軽減と同時の適用可) 居住者の要件：65歳以上の方 要介護認定または要支援認定を受けている方 障害のある方、家屋の要件：平成19年1月1日に存在する住宅であること、改修工事の要件：次の工事で補助金を除く自己負担金が30万円以上のもの 断熱工事 断熱工事で窓の改修工事を行ったもの、それと併せて行う床、天井、壁外気等と接する部分に限る)の上 工事完了後3カ月以内に「熱損失防止改修工事証明書」(市役所1階資産税課にあり)及び工事費用が分かる書類を申告書に添付し資産税課へ

■9月末に新しい乳幼児医療証
子ども医療証をお送りします
9月30日(木)まで有効の乳幼児医療証・子ども医療証をお持ちで現況届を提出されている方に、所得制限など受給資格を確認のうえ、9月末に新しい医療証を送付します。なお、所得制限を越えている方には消滅通知を送付します。現況届を未提出の方は早めに提出を。子育て課助成係

子育て

■9月末に新しい乳幼児医療証
子ども医療証をお送りします
9月30日(木)まで有効の乳幼児医療証・子ども医療証をお持ちで現況届を提出されている方に、所得制限など受給資格を確認のうえ、9月末に新しい医療証を送付します。なお、所得制限を越えている方には消滅通知を送付します。現況届を未提出の方は早めに提出を。子育て課助成係

■市民まちづくり会議
10月6日(水)午後2時から 市役所6階全員協議会室 予定議

まちづくり

■市民まちづくり会議
10月6日(水)午後2時から 市役所6階全員協議会室 予定議

(広告)

ふとん 仕立直し(打直し)
羽毛布団も致します **致します**
堀内ふとん店
日野高幡1001-7 ☎ 591-3327
夜間 581-3584

■東平山三丁目地区地区計画原案の縦覧と説明会の開催
縦覧期間：9月21日(火)～10月5日(火)午前8時30分～午後5時15分 土曜・日曜日、祝日を除く 市役所3階都市計画課 縦覧区域：東平山三丁目地内(「R社宅跡地」)、縦覧内容：日野都市計画地区計画東平山三丁目地区地区計画原案 説明会を9月21日(火)午後6時30分から西平山まちづくり事務所で開催 都市計画課

■日野都市計画生産緑地地区の変更説明会及び原案の縦覧
縦覧期間：10月1日(金)～15日(金)午前8時30分～午後5時15分 土曜・日曜日、祝日を除く 市役所3階都市計画課 位置・区域：生産緑地地区・日野市全域、縦覧内容：生産緑地地区の変更(追加・削除) 説明会を10月5日(火)午後7時～8時に市役所3階30会議室で実施 都市計画課